※本公募は、令和６年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

令和６年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）のうち農山漁村情報発信事業）公募要領

第１　はじめに

「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を実現するためには、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例（以下「「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例」という。）を選定し、全国へ発信する取組により、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図ることが重要です。

また、農山漁村地域の有する資源の価値を評価することにより地域資源の保全と地域の活性化を推進する、農業遺産や世界かんがい施設遺産の取組や、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する多面的機能支払の取組、官民共創による地域課題解決の取組は、「美しく活力ある農山漁村」の実現に資する取組であることから、これら農業遺産等の更なる認知度向上を図ることが重要です。

このため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付し、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上に向けた「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信等の取組や、農業遺産や世界かんがい施設遺産の価値や魅力について広く情報発信する取組等を支援します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第 3695 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）並びに農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（案）本文及び別記１（以下「実施要領案」という。）を必ず確認していただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：令和６年２月９日（金）から令和６年２月 28 日（水）まで

第２　事業内容等

この要領により公募を行う事業は次のとおりであり、事業内容、事業実施主体、事業期間及び上限額は別表１から別表５までに定めるとおりです。

１　「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信

２　農業遺産等の情報発信

（１）PR 動画等の作成及び農業遺産 FAM ツアーの実施

（２）農業遺産及び世界かんがい施設遺産に関するシンポジウム等の開催

（３）多面的機能等に関するシンポジウム

（４）官民共創による地域課題解決の取組の普及啓発

第３　提案書の作成及び提出等

１　応募に必要な書類

（１）農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添様式）

農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。事業の目標の設定に当たっては、別表６の例を参考にしてください。
なお、交付対象事業費の内容、構成及び積算は、別紙１に定めるとおりです。

（２）提案書に添付する資料

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

ア　設立趣意書、定款、寄附行為及び規約（事業実施主体に適したいずれか）

イ　提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ　提案者の過去３年間の事業実績を確認できる資料（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合には、当該事業の内容・実績を確認できる資料。設立から３年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績が確認できる資料）

エ　提案者の過去３年間の収支決算を確認できる資料（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から３年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料）

オ　役員名簿及び組織図

カ　提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力を有しているかの判断に資する資料

キ　事業費の算出決定の根拠となる資料

２　応募に当たっての留意事項

（１）提案書作成に当たっての留意事項

ア　提案書本体はＡ４判 10 ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書別紙の２～７を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ　10 ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ　表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは 11 ポイント以上とします。

エ　多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

（２）過去の交付決定の取消

提案者が、提案書及び添付資料（以下「提案書類」という。）の提出から過去３年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 17 条第１項又は第２項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

（３）第２の１及び２の（１）から（４）までの各事業については、単独又は複数での応募が可能です。ただし、提案書類は事業ごとに分けて作成・提出してください。

３　提案書等の提出方法等

（１）提出方法

提案書類の提出は、第８に記載する書類提出先への郵送又は宅配便（バイク便を含む。）による提出のほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。なお、電子申請の詳細については、こちら（https://e.maff.go.jp）から御確認ください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参も可としますが、ＦＡＸによる提出は、受け付けません。

（２）提出期限

令和６年２月 28 日（水）17 時まで（郵送の場合は同日必着）

（３）提出に当たっての留意事項

ア　提案書において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合、提案書類に虚偽の記載又は必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ　提出する提案書類は、第２の１及び２の（１）から（４）までの事業ごとに、提案者１者につき１点に限ります。

ウ　提案書類の提出部数は１部です。（提出いただく提案書類につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようＡ４片面クリップ留め、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による電子申請の場合はＡ４サイズで印刷可能な設定で御提出ください。）

エ　提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。

オ　提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用いたしません。

カ　提出された提案書類については、必要に応じて内容について問合せをいたします。

第４　説明会の開催

公募に係る説明会は開催いたしません。なお、お問合せについては、第８をご参照ください。

第５　提案書の選定等

１　審査方法

事業承認者（農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。））が、外部有識者等から成る選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、２に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行い、それらの審査結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「交付候補者」という。）の案を決定します。

なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

２　審査の観点

審査は、別紙２～６に掲げる内容を勘案して総合的に行います。

３　選定結果の通知等

農村振興局長は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

また、その当該通知においては、第６の１の申請に関する条件を付すことがあります。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経ていただく必要があります。

交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付候補者とならなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合があり、その際には、該当する提案者に対して事前に連絡します。

第６　事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

１　農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、農村振興局長から交付候補者となった旨の通知を受けてから１月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を農村振興局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、振興推進計画等の事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、交付候補者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため、以下の資料が必要となりますので、振興推進計画等に添付してください。対象経費の精査の結果、一部の経費が振興交付金の対象経費として認められない場合がありますので御了承願います。

（１）賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

（２）旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

（３）委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料等

（４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

２　振興交付金の支払手続

農村振興局長は、振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。

交付候補者は、割り当てられた振興交付金の額を踏まえ、速やかに、交付等要綱の第10 に定める交付申請書を作成し、農林水産大臣に提出してください。

農林水産大臣は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

（１）交付候補者は、振興交付金の対象となる事業を実施した年度の翌年度の４月 10 日又は事業完了の日から起算して１月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱の第 21 に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、農林水産大臣に提出してください。
（２）その後、農林水産大臣は、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された交付対象経費について交付する額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。
（３）事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意ください。

第７　事業実施に当たっての留意事項

１　重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

２　事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領案(以下「交付等要綱等」という。)の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書、計画変更に伴う各種承認申請書、報告書については、示された提出期限を遵守してください。

３　振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。
（１）交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
（２）振興交付金の経理を、他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
（３）金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入金融機関名（支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について、農村振興局長に報告すること。

なお、交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、農林水産大臣は、補助金適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。

また、農林水産大臣は、交付候補者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審

査状況の確認を行うことがあること。

４　成果物等の帰属

交付候補者が本事業の実施により作成した著作物（WEB サイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等）に関する著作権は、交付候補者に帰属します。なお、交付候補者は、農林水産省が公共の利益のため特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、当該権利の無償利用を農林水産省又は農林水産省が指定する者に対して許諾することとします。

また、交付候補者は、本事業の実施期間中及び本事業の実施期間終了後５年間において、本事業の成果として生じた著作権について、農林水産省以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長に協議して承諾を得ることとします。

なお、本事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様にこれらの条件を遵守することとし、交付候補者と交付事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、本事業の開始前に、両者で協議・調整を行ってください。

５　事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

６　事業成果等の評価に係る協力

農林水産省は、本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、必要に応じて、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して評価を行います。その際、評価に必要となる事業成果の波及効果等に関するヒアリング等について、交付候補者に対して協力をお願いすることがあります。

７　交付事業における利益等排除

交付事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、交付対象事業の実績額の中に交付候補者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、振興交付金の交付目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

（１）利益等排除の対象となる調達先

交付候補者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の

対象とします。

ア　交付候補者自身

イ　100％同一の資本に属するグループ企業

ウ　交付候補者の関係会社（交付候補者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第８条の親会社、子会社及び関連会社並びに交付候補者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

（２）利益等排除の方法

ア　交付候補者の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ　100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難いときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ　交付候補者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難いときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

８　収益状況の報告及び納付

交付候補者は当該事業により収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた振興交付金の額を限度として、当該振興交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

９　振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して振興交付金を使用した場合は、振興交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

10　罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

第８　問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に御連絡いただきますようお願いします。

なお、担当者の出勤状況により、お問合せに即時に対応できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。
（問合せ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ）

１「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関１－２－１
TEL：03－3502－8111（内線 5451）

２　農業遺産等の情報発信
（１）及び（２）
農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課農村環境対策室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関１－２－１
TEL：03－3502－8111（内線 5621）
（３）
農林水産省農村振興局整備部農地資源課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関１－２－１
TEL：03－3502－8111（内線 5618）
（４）
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課農村政策推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関１－２－１
TEL：03－3502－8111（内線 5449）

別表１（第２関係）

事業名	具体的な事業内容	事業実施主体	上限額	事業実施期間
「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信	農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例の情報を広く発信することにより、その認知度向上や横展開を図る取組を推進する。なお、実施にあたっては関係各所と調整が生じる可能性があるため、農林水産省と協議の上行うこと。 １　コンテンツ等の作成・運用 （１）特設 Web サイトの作成・運用 （事業内容） 地域において活性化や所得向上に関する取組を行っている企業、団体、地域住民等（以下「活動団体等」という。）をはじめ幅広い層に対して優良事例の情報発信を行うことで、地域における取組のきっかけとなり、あるいは、さらなる発展、拡大を推進するため、既存の Web サイト（※）内において、以下の情報をスマートフォン等にも対応した閲覧しやすい構成で整備すること。また、コンテンツの充実を図った上で、適時に情報発信を行うこと。 ①　「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」に係る各種イベント（募集情報の掲載、応募の受付及び集計作業を含む）等の情報 ②　第１回から第 11 回までの選定地区の取組内容や産品等に関する情報 （留意事項） ・①の情報のうち募集情報の掲載、応募の受付及び集計作業に当たっては、農林水産省と協議の上で実施するものとし、応募案件を審査するための基礎資料として取りまとめること。 ・Web サイトの閲覧状況等を踏まえて情報発信方法を検	事業実施主体は、次の（１）から（４）までに示す要件全てを満たす民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）とします。 （１）本事業を的確に遂行するに足る知見、意思及び具体的計画を有すること （２）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること （３）本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができること （４）法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること	3,200 万円を上限として、１事業実施主体を公募します。	振興交付金の交付決定の日から令和７年３月 31 日まで

	し、必要に応じたサイトの更新、各種メディアを活用した周知等、継続的に効果的な情報発信を行うこと。 ・各種情報発信のための媒体を活用した情報発信は、特設Webサイトでも閲覧できるようにすること。 ・Web サイトの運営に必要なサーバー費用及び引継ぎに必要な経費等については、本事業の経費とすることができる。また、既存のWebサイト（※）を運営していた株式会社プランドゥ・ジャパンと円滑かつ適切な引継ぎを行うこと。 （※）https://www.discovermuranotakara.com/ （２）動画の制作 （事業内容） 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の取組の認知度向上や横展開に資する内容の動画、第10回選定地区（優秀賞受賞地区）及び第11回選定地区（グランプリ受賞地区）の紹介動画を作成する。 （３）ポスター・リーフレット等の作成・配布 （事業内容） 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の取組の認知度向上や横展開が図られるよう、以下について実施すること。 ①　第 11 回選定への効果的な応募喚起に向けたポスター、リーフレットの作成及び各地方農政局等への配送 ②　イベントの開催を広く周知するためのちらし作成等 ③　第11回選定地区の事例集作成 （４）二次利用等（留意事項） （１）から（３）までの取組に当たっては、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の認知度向上や横展開を目的とした動画等の二次利用について、あらかじめ被撮影者			

	の承諾を得ておくこと。 2　効果的な情報発信（SNS 等を活用した認知度向上の PR） （事業内容） 　情報伝達力の高い SNS（Instagram、Facebook、X 等）や各種情報発信のための媒体を活用し、幅広い層における「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定地区についての認知度及び関心を高めるため効果的な情報発信を行うこと。 （留意事項） ・「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の選定地区及び取組の認知度向上や横展開に向け、目的に応じた情報発信のための媒体を検討したうえで効果的な情報発信を行うこと。 ・SNS 広告やリスティング広告等を活用し、特設サイトへのアクセス誘導を行うこと。 ・募集時期やイベント開催等に合わせた情報発信を行うこと。 ・SNS を活用した情報発信は年間を通じて継続的かつ効果的な情報発信を行うこと（月１回以上）。 3　イベントの開催 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」のより効果的な展開等に向け、下記のイベントを開催すること。 　なお、イベントの実施に際しては、各種メディアに取り上げられるよう工夫した情報発信を行うこと。 （１）選定証授与式の開催 （事業内容） 　「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の第 11 回選定で選ばれた地区に選定証を授与するイベントを開催すること。なお、開催にあたっては、選定地区の取組を全国に			

	横展開に資する内容とし、かつ、ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の認知度向上に資するイベント内容とすること。また選定地区間の交流促進に努めるとともに有識者懇談会委員と連携したイベント内容にすること。 （２）地域別サミットの開催 （事業内容） 　地方農政局ブロック単位の１～２地域において、地域ごとにこれまでの選定地区の代表者等を招待し、選定地区の取組の推進や選定地区同士の連携強化に資するイベントを開催すること。なお、開催にあたっては、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」及び選定地区の取組の認知度向上や横展開が図られるよう工夫すること。また有識者懇談会委員と連携したイベント内容にすること。 ４　効果測定の実施 　上記１から３までの情報発信の取組により、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の認知度向上及び横展開にどのように寄与したのか、本事業実施にかかる数値目標を設定した上で分析し、次年度以降の情報発信方法の検討（効果的な応募喚起に資する内容、効果的な情報発信に資する内容）のための基礎となる改善策を取りまとめること。			

別表２（第２関係）

事業名	具体的な事業内容	事業実施主体	上限額	事業実施期間
農業遺産等の情報発信（PR動画等の作成及び農業遺産FAM ツアーの実施）	農業遺産地域をはじめ、日本の伝統的な農山漁村には美しい景観や代々継承されてきた技術、伝統文化、生物多様性等、地域特有の価値や魅力が存在する。 本事業では、2025 年大阪・関西万博等の大規模イベントを契機に、一般国民や訪日外国人等に対する農業遺産地域等のより一層の認知度向上や農山漁村への関心層増加による地域振興、関係人口増加につなげるため、農山漁村の魅力を発信するPR動画等を作成する。 また、国内外の旅行業者を対象にした複数の農業遺産地域をめぐる FAM ツアーを実施することで、農業遺産地域の観光資源を活用したツアー造成を促すとともに観光パンフレットを作成する。 １　農山漁村の魅力を発信するPR動画及び体験コンテンツ等の作成 一般国民や訪日外国人等が、国内の農業遺産地域等への認知・理解を深め、農山漁村への訪問意欲が喚起されるよう、PR動画及び体験コンテンツ等の作成を行うこと。 （１）PR動画の作成 以下①～⑤の条件を満たすPR動画を作成すること。また、成果物のPR動画及びその中で使用した元データ(白素材)を提出するとともに、再編集を可能とすること。 ①　動画の視聴者が実際に農山漁村に訪れたかのような感動や、農山漁村の営みの貴重さ等を感じられる内容とすること。 ②　世界農業遺産、日本農業遺産、世界かんがい施設遺産、つなぐ棚田遺産等の認定地域の成り立ちや農法等	事業実施主体は、次の（１）から（４）に示す要件全てを満たす民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）とします。 （１）本事業を的確に遂行するに足る知見、意思及び具体的計画を有すること （２）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること （３）本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができること （４）法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること	1,800 万円を上限として、１事業実施主体を公募します。	振興交付金の交付決定の日から令和７年３月 31 日まで

	の特徴を説明する映像を盛り込み、視聴者の興味を引きやすいテーマ設定・コンセプトにより作成すること。 ③　大阪・関西万博の会場等で巨大スクリーンに投影するような場合でも明瞭に視聴できる画質とし、ドローンによる空撮映像も盛り込むこと。 ④　ナレーションや字幕を挿入する場合は複数言語に対応させること。 ⑤　10 分間程度の動画を１本以上作成すること。 （留意事項） ・動画の作成に当たっては、農業遺産等の PR を目的とした農林水産省による動画等の二次利用について、あらかじめ被撮影者等の承諾を得ておくこと。 ・大阪・関西万博出展に係る省内検討の過程により、動画の規格や内容について、担当部署と協議の上、必要となる調整に対応すること。 （２）体験コンテンツ等の作成 万博等の大規模イベントでの活用を想定し、農山漁村の魅力を五感で楽しむことができる体験コンテンツや、パネル等の展示物を作成すること。 （留意事項） ・大阪・関西万博出展に係る省内検討の過程により、体験コンテンツ及びパネル等の展示物の規格や内容について、担当部署と協議の上、必要となる調整に対応すること。 ２　農業遺産地域 FAM ツアーの実施及び観光パンフレットの作成 特に大阪・関西万博来場者等をターゲットにした農業遺産関連ツアー商品の造成を促進するため、海外 OTA を含			

	めた国内外の旅行業者を招請し、大阪周辺の複数県の農業遺産地域をめぐる FAM ツアーを実施すること。また、FAM ツアーは大阪発着とし、アンケート調査・分析を行うこと。 併せて、FAM ツアーの行程及び参加者へのアンケート結果を基に、一般消費者向けの魅力発信に資する観光パンフレットも電子媒体で作成すること。 ３　効果測定の実施 ２の FAM ツアーの実施により、招請した旅行会社が、農業遺産地域に関連するツアーを造成・販売する見込みについて、事業実施に係る数値目標を設定すること。アンケート結果を分析し報告するとともに、より効果的な事業となるよう次年度以降の情報発信手法の基礎となる改善策を取りまとめること。			

別表３（第２関係）

事業名	具体的な事業内容	事業実施主体	上限額	事業実施期間
農業遺産等の情報発信（農業遺産及び世界かんがい施設遺産に関するシンポジウム等の開催）	農業遺産認定制度は、伝統的な農林水産業を営む地域を認定するものであり、伝統的な農林水産業の次世代への継承と、農業遺産認定地域の自立的かつ持続的な活性化の推進を目的としている。 世界かんがい施設遺産認定制度は、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰するものであり、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的としている。 本事業では、一般国民に向けて農業遺産をモデルとし、社会課題をテーマにしたシンポジウムを開催することで、農業遺産地域の有する多様な価値や魅力について広く発信し普及する。 また、世界かんがい施設遺産の関係者が当該施設を活用し、地域の活性化の取組として、特産品の付加価値の向上、訪問者の拡大、施設の保全等を目的とした取組をより効果的に実施できるよう研修を行う。 １　農業遺産シンポジウム及びフェアの開催 （１）農業遺産シンポジウムの開催 農業遺産地域の取組をモデル事例として、農村地域の活性化やSDGsなどの社会課題をテーマにしたシンポジウムを７～９月に、都内の主要駅周辺で 300 人程度の規模で開催し、一般消費者、民間企業などにも広く参加を募ることで農業遺産地域の有する多様な価値や魅力を発信し普及すること。また、シンポジウムの内容はインターネットによる同時配信を行うとともに、事後の動画公開等により、一般国民に広く周知されるよう努めること。	事業実施主体は、次の（１）から（４）に示す要件全てを満たす民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）とします。 （１）本事業を的確に遂行するに足る知見、意思及び具体的計画を有すること （２）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること （３）本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができること （４）法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること	1,000 万円を上限として、１事業実施主体を公募します。	振興交付金の交付決定の日から令和７年３月 31 日まで

	（２）フェアの開催 （１）のイベント会場付近で国内の農業遺産地域（32 地域を想定）が自らの産品や地域の特徴、取組内容等を発信するフェアを併催することで、一般国民に対して農業遺産地域の魅力発信・認知度向上に努めること。 （留意事項） ・フェア開催に当たっては、暑さ対策も念頭に置いた提案とすること。 （３）事前広報活動の実施 （１）及び（２）のイベントに、多くの一般国民（特に首都圏在住者）が関心を持ち参加するよう、広報活動を実施すること。多くの参加が得られるよう、参加者の募集方法について具体的に提案すること。 ２　世界かんがい施設遺産に関する研修会の開催等 （１）研修会の開催 ９月に千葉県で開催予定の全国会議において、世界かんがい施設遺産の施設管理者、関係市町等（約 100 名程度）を対象に、広告代理店、旅行代理店等の有識者を招き、遺産施設を含む地域資源の歴史、景観、伝統芸能、特産品等を活用した地域活性化、関係人口増加に繋がる取組や、その取組を効果的に行うための研修会（オンライン併用）を実施すること。なお、国内各地域における優良事例の分析・とりまとめを行い、その成果を研修会で発表すること。 （２）PR 動画の英訳及びパンフレット（日・英）の作成 国際的な会議やイベント等での情報発信を促進するため、過年度に作成した世界かんがい施設遺産の制度やその重要性、魅力等に関する PR 動画（日本語版）の英訳版（吹替え含む）の作成及び同内容に関するチラシ・ポスターの日本語版と英語版の作成を行うこと。			

	３　効果測定の実施 １～２の情報発信の取組により、シンポジウムやフェアへの来場者数、アンケートを通じた認知度及び関心の高まり等を事業実施に係る数値目標として設定した上で分析し、情報発信の取組ごとに結果報告するとともに、認知度向上及び関心の想起等の改善策を検討し、次年度以降の情報発信手法の基礎となるよう取りまとめること。			

別表４（第２関係）

事業名	具体的な事業内容	事業実施主体	上限額	事業実施期間
農業遺産等の情報発信（多面的機能等に関するシンポジウム）	本事業では、多面的機能支払の活動に関する認知度向上、理解促進や、地域資源の保全・活用の推進のため、多面的機能支払交付金の活動組織（以下「活動組織」という）、一般国民等を対象にシンポジウムを開催する。あわせて、農業・農村が有する多面的機能のうち、一般国民が効果を身近に感じやすい防災・減災機能の情報収集を行い、その情報を広く周知する。 １　多面的機能等に関するシンポジウムの開催 多面的機能支払の活動の認知度向上、理解促進や、地域資源の保全・活用の推進のため、活動組織、一般国民等を対象にシンポジウムを開催すること。シンポジウム内容については、動画公開等により一般国民に広く周知されるよう努めること。シンポジウムの具体的な内容については ①　一般国民向けに、多面的機能や農業遺産の紹介、多面的機能が発揮されている分かりやすい活動事例の紹介、「田んぼダム」（田んぼに降った雨を貯留し、洪水を防ぐ取組）活動の紹介等を行うこと。 ②　活動組織、農業遺産等の認定団体及び行政担当者向けに、多面的機能支払制度の周知や優良事例の横展開、地域資源の保全・活用に有益な技術（草刈や水管理の省力化等）の実演等を行うこと。また、「田んぼダム」活動を推進するため、導入に至るプロセスを紹介するとともに、先進地区のキーパーソンを招いてパネルディスカッション等を行うこと。 ２　効果測定の実施 １の情報発信の取組が農業・農村が有する多様な価値の理解醸成及び認知度向上にどのように影響したのか等	事業実施主体は、次の（１）から（４）に示す要件全てを満たす民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）とします。 （１）本事業を的確に遂行するに足る知見、意思及び具体的計画を有すること （２）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること （３）本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができること （４）法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること	600 万円を上限として、１事業実施主体を公募します。	振興交付金の交付決定の日から令和７年３月 31 日まで

	について、事業実施に係る数値目標を設定した上で分析し結果報告すること。また、より効果的な事業となるよう次年度以降の情報発信手法の基礎となる改善策を取りまとめること。			

別表５（第２関係）

事業名	具体的な事業内容	事業実施主体	上限額	事業実施期間
農業遺産等の情報発信（官民共創による地域課題解決の取組の普及啓発）	農村地域においては、急激な人口減少によって担い手を確保することが極めて困難となる中で、農業を持続的に発展させ、地域コミュニティを維持することが必要である。このためには、これまで農業・農村に関するしごとに携わっていなかった民間企業等と連携して、農業・農村の課題解決を図ることが重要となる。 本事業では、熊本県を対象地域として、官民共創による地域課題解決の実証的取組を行うとともに、その成果を取りまとめて、普及啓発を行う。 なお、事業実施にあたっては、農林水産省及び管轄地域の地方農政局との連携を図ること。 １　地域課題解決の伴走支援 （１）関係者の理解醸成 事業当初に、関係者（地方自治体、民間企業等）に対して、官民共創に関する理解を深め、地方自治体等からの地域課題の提示及び民間企業等からの課題に対する提案を促すため、地方自治体向け説明会及び民間企業等向け説明会を各１回以上実施すること。 （２）地域課題の把握 地方自治体等と連携して、農業・農村分野を中心に地域課題の把握を行うこと（５つ以上の地域課題を把握すること。なお各地域課題は、異なる市町村から把握すること）。 また地域課題について、提示者へのヒアリング等を行い、地域課題の背景や地域が求める解決の方向性など内容を明確にし、把握すること。 （３）民間企業等のリスト作成 地方自治体及び関係機関と連携して、広く民間企業等の情報を収集するとともに、地域課題の解決に協力可能	事業実施主体は、次の（１）から（５）に示す要件全てを満たす民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）とします。 （１）本事業を的確に遂行するに足る知見、意思及び具体的計画を有すること。 （２）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。 （３）本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができること。 （４）法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること （５）本事業への参画が見込める２以上の地方自治体を提案可能なこと	1,000 万円を上限として、１事業実施主体を公募します。	振興交付金の交付決定の日から令和７年３月31日まで

	な民間企業等のリストを作成すること。 （４）地域課題と民間企業等とのマッチング 　熊本県内に所在地のある民間企業等を中心に、地域課題とのマッチングを行うこと。 　なお、マッチングにあたっては、地域課題の提示者と民間企業等の双方の理解に齟齬が生じないよう創意工夫を行うこと。 　また、マッチング後は、地域課題の提示者及び民間企業等と継続的に対話を重ねるなど、事業化等の案件形成が図られるよう支援を行うこと。 ２　普及啓発 （１）１の①から④の取組で得た課題や改善点を踏まえ、官民共創による地域課題の解決に向けた取組を他の地域にも促進するためのガイドを作成すること。 （２）２の①のガイドの内容を普及啓発するため、以下の内容のセミナーを１回以上開催すること。 　なお、多くの参加が得られるよう、参加者の募集方法の工夫などを具体的に提案すること。 　　ア　官民共創の案件形成のポイントや効果的手法についての説明。 　　イ　優良事例の紹介 　　ウ　地域課題の解決に資する国の施策の紹介等			

別表６（第３の１関係）

目標及び指標の例

事業名及び事業内容	目標	指標（単位）
１　ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信	「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の認知度向上	特設サイトへのセッション数(件) SNS 等による情報発信数（回）
２　農業遺産等の情報発信 （１）PR 動画等の作成及び農業遺産 FAM ツアーの実施	農業遺産関連ツアー造成・販売の増加等	ツアー造成数・販売数（件） ツアーを継続して造成･販売する意向（％）
（２）農業遺産及び世界かんがい施設遺産に関するシンポジウム等の開催	シンポジウム等の動員数	来場者数（人） アンケート回収数（人）
（３）多面的機能等に関するシンポジウム	シンポジウム参加者数 満足度	参加者数（人） 満足度（％）
（４）官民共創による地域課題解決の取組の普及啓発	官民共創の普及啓発	マッチング数（件） 次年度以降も継続する取組の割合（％）

別紙１（第３の１関係）

この要領により公募を行う事業の対象経費は、次のとおりとする。

区　分	経　費
1　人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2　報償費	謝金
3　旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4　需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5　役務費	通信運搬費、筆耕、翻訳費、広告料等
6　委託料	コンサルタント等の委託料
7　使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8　備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9　報酬	技術員手当（給料、職員手当（ただし退職手当を除く。））
10　共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11　補償費	借地料等
12　資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13　機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

注意点

１　実績報告書の提出時点までに支払を証明できる証拠書類等が提示されない場合には、原則として必要な経費として認められません。

２　交付決定通知日以前に発注、購入、契約等を実施したもの及び既に支出されている経費は、原則、本事業の交付対象とはなりません。

３　交付対象経費として計上する経費には、他の官公庁や自治体等の支援制度を併用することは認められません。

４　本事業の遂行に関係のない経費（例えば、飲食、煙草、手土産、接待等に要するもの）は交付対象とはなりません。

別紙２（第５の２関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農山漁村情報発信事業
「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【15 点】	15 点	Ａ:15 点 Ｂ:12 点 Ｃ：９点 Ｄ：３点 Ｅ：０点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		**30 点**		
個別事項	1	コンテンツ等の作成・運用 【15 点】	15 点	Ａ:15 点 Ｂ:12 点 Ｃ：９点 Ｄ：３点 Ｅ：０点	・「ディスカバー農山漁村の宝」の認知度向上や横展開に効率的かつ効果的につながるような具体的な提案内容・構成となっているか。 ・第 11 回選定の公募時に募集情報の掲載、応募受付及び集計作業を適切に行う内容となっているか。
	2	効果的な情報発信 【10 点】	10 点	Ａ:10 点 Ｂ：８点 Ｃ：６点 Ｄ：２点 Ｅ：０点	・興味関心を引き、「ディスカバー農山漁村の宝」の選定地区及び取組の認知度向上や横展開が図られる内容になっているか。 ・継続的かつ効果的な投稿を実施できる計画になっているか。
	3	イベントの開催 【15 点】	15 点	Ａ:15 点 Ｂ:12 点 Ｃ：９点 Ｄ：３点 Ｅ：０点	・「ディスカバー農山漁村の宝」の選定地区及び取組の認知度向上や横展開に資するイベントの開催方法及び情報発信が、効果的かつ具体的な内容となっているか。 ・イベントを運営するための管理・経理・PR、参加者等へのサポート体制は妥当か。 ・選定地区間の交流促進や認知度向上につながるよう有識者懇談会委員と連携した開催内容となっているか。
	4	効果測定の実施 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・効果測定の指標は適切か。 ・目標設定は適切か。
	小計		**45 点**		
小計			**75 点**		

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
施策との関連等		交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△12 点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※１　Ａ：特に優れている、Ｂ：優れている、Ｃ：普通、Ｄ：やや劣る、Ｅ：劣る

※２　共通事項の評価項目のうち、評価Ｅ（０点）となっている項目が１つでもある場合は、不合格となる。

別紙３（第５の２関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農業遺産等の情報発信

（１）PR 動画等の作成及び農業遺産 FAM ツアーの実施

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【５点】	５点	A：５点 B：４点 C：３点 D：１点 E：０点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10 点】	10 点	A：10 点 B：８点 C：６点 D：２点 E：０点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10 点】	10 点	A：10 点 B：８点 C：６点 D：２点 E：０点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【５点】	５点	A：５点 B：４点 C：３点 D：１点 E：０点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		**30 点**		
個別事項	1	農山漁村の魅力を発信する PR 動画及び体験コンテンツ等の作成の具体性 【30 点】	10 点	A：10 点 B：８点 C：６点 D：２点 E：０点	・視聴者の興味を惹きつけやすい PR 動画のテーマ設定・コンセプトになっているか。
			10 点	A：10 点 B：８点 C：６点 D：２点 E：０点	・農業遺産地域等の農山漁村への訪問意欲が喚起される要素（景観、成り立ちや農法等の地域の特徴）をどのように動画の内容に盛り込むか具体的な提案がなされているか。
			10 点	A：10 点 B：８点 C：６点 D：２点 E：０点	・聞く、嗅ぐ、触るなど、五感で農山漁村の魅力を楽しめる体験コンテンツについて、具体的な提案がなされているか。
	2	農業遺産 FAM ツアー実施及び観光パンフレット作成の妥当性 【10 点】	10 点	A：10 点 B：８点 C：６点 D：２点 E：０点	・農業遺産関連ツアー商品の造成促進という目標に沿うよう、創意工夫のある FAM ツアーの行程となっているか。 ・FAM ツアーへの参加人数、実施期間、招請する旅行会社のターゲット層等は最大の効果を発揮できるよう検討されているか。 ・アンケート調査や観光パンフレット作成の内容について、具体的な提案があるか。
	小計		**40 点**		
小計			**70 点**		

	評価項目	配点	評価の着目点内訳
施策との関連等	交付決定の取消の原因となる行為の有無	△12 点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※１　Ａ：特に優れている、Ｂ：優れている、Ｃ：普通、Ｄ：やや劣る、Ｅ：劣る

※２　共通事項の評価項目のうち、評価Ｅ（０点）となっている項目が１つでもある場合は、不合格となる。

別紙４（第５の２関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農業遺産等の情報発信
（２）農業遺産及び世界かんがい施設遺産に関するシンポジウム等の開催

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10 点】	10 点	Ａ：10 点 Ｂ：８点 Ｃ：６点 Ｄ：２点 Ｅ：０点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10 点】	10 点	Ａ：10 点 Ｂ：８点 Ｃ：６点 Ｄ：２点 Ｅ：０点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		**30 点**		
個別事項	1	【農業遺産】 農業遺産シンポジウム開催の妥当性 【10 点】	10 点	Ａ：10 点 Ｂ：８点 Ｃ：６点 Ｄ：２点 Ｅ：０点	・シンポジウムのテーマや内容が、農業遺産の認知度向上・理解醸成に資する提案となっているか。
	2	【農業遺産】 シンポジウム・フェアの開催及び事前広報活動の具体性 【10 点】	10 点	Ａ：10 点 Ｂ：８点 Ｃ：６点 Ｄ：２点 Ｅ：０点	・具体的な開催方法について提案されているか。 ・シンポジウム及びフェアに多くの参加が得られるように、募集方法について具体的に提案されているか。
	3	【世界かんがい施設遺産】 研修会開催の具体性 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・具体的な開催方法及び優良事例の分析・とりまとめ方法について提案されているか。
	4	【世界かんがい施設遺産】 PR 活動英訳及びパンフレット（日・英）作成の具体性 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・作成方法について具体的に提案されているか。
	小計		**30 点**		
小計			**60 点**		

	評価項目	配点	評価の着目点内訳
施策との関連等	交付決定の取消の原因となる行為の有無	△12 点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※１　Ａ：特に優れている、Ｂ：優れている、Ｃ：普通、Ｄ：やや劣る、Ｅ：劣る

※２　共通事項の評価項目のうち、評価Ｅ（０点）となっている項目が１つでもある場合は、不合格となる。

別紙５（第５の２関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農業遺産等の情報発信
（３）多面的機能等に関するシンポジウム

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10 点】	10 点	Ａ：10 点 Ｂ：８点 Ｃ：６点 Ｄ：２点 Ｅ：０点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10 点】	10 点	Ａ：10 点 Ｂ：８点 Ｃ：６点 Ｄ：２点 Ｅ：０点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		**30 点**		
個別事項	1	一般国民向へのアプローチ 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・一般国民向けになっているか。 ・活動事例の紹介等公募要領に資する内容が含まれているか。 ・動画公開等により、一般国民に広く周知される提案となっているか。
	2	関係者へのアプローチ 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・優良事例の横展開について考慮しているか。 ・有益な技術（省力化等）の実演等の具体的な提案となっているか。
	3	パネルディスカッションについて 【５点】	５点	Ａ：５点 Ｂ：４点 Ｃ：３点 Ｄ：１点 Ｅ：０点	・「田んぼダム」導入についてプロセスを意識しているか。 ・コーディネーターやパネリストについて記載があるか。
	小計		**15 点**		
小計			**45 点**		

	評価項目	配点	評価の着目点内訳
施策との関連等	交付決定の取消の原因となる行為の有無	△12 点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※１　Ａ：特に優れている、Ｂ：優れている、Ｃ：普通、Ｄ：やや劣る、Ｅ：劣る
※２　共通事項の評価項目のうち、評価Ｅ（０点）となっている項目が１つでもある場合は、不合格となる。

別紙６（第５の２関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農業遺産等の情報発信
（４）官民共創による地域課題解決の取組の普及啓発

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10 点】	10 点	A:10 点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10 点】	10 点	A:10 点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30 点		
個別事項	1	事業遂行力の妥当性 【10 点】	10 点	A:10 点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・過去3年間に事業内容につながる受託実績若しくは活動実績があり、提案の実現性は高いか。
	2	企業等とのネットワーク 【10 点】	10 点	A:10 点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・事業遂行に必要な企業等とのネットワークを有しているか。
	3	地方自治体との連携の実現性 【10 点】	10 点	A:10 点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・地方自治体と連携した事業遂行の実現性は高いか。
	小計		30 点		
小計			60 点		

	評価項目	配点	評価の着目点内訳
施策との関連等	交付決定の取消の原因となる行為の有無	△12 点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※１　Ａ：特に優れている、Ｂ：優れている、Ｃ：普通、Ｄ：やや劣る、Ｅ：劣る

※２　共通事項の評価項目のうち、評価Ｅ（０点）となっている項目が１つでもある場合は、不合格となる。